

狛江市要綱第 79 号

狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 28 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年4月28日  
要綱第79号

狛江市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱（平成25年要綱第79号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付申請)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 見守り活動支援事業の補助金の交付を受けようとする申請者は、前項に定める補助金交付申請書の提出の際、<u>狛江市防犯カメラ整備事業活動計画書（第2号の1様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>申請者が助成対象機器の販売及び設置を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して市から補助金を直接支払うこと（以下「代理受領払」という。）を希望する場合は、第1項から第3項までの手続を事業者が行うことができる。この場合において、事業者は、第1項から第3項までに規定する書類に加えて、代理受領委任状（第2号の2様式）を提出する。</u></p> <p>(事業の内容変更等)</p> <p><b>第7条</b> 申請者は、前条第1項の交付決定額を上回る内容の補助対象事業を実施する場合、補助対象事業内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合において、あらかじめ狛江市防犯カメラ整備事業（変更・中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、第5条に規定する代理受領払を申請者が希</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 見守り活動支援事業の補助金の交付を受けようとする申請者は、前項に定める補助金交付申請書の提出の際、<u>狛江市防犯カメラ整備事業活動計画書（第2号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(事業の内容変更等)</p> <p><b>第7条</b> 申請者は、前条第1項の交付決定額を上回る内容の補助対象事業を実施する場合、補助対象事業内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合において、あらかじめ狛江市防犯カメラ整備事業（変更・中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>望する場合は、当該手続を事業者が行うことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p><b>第8条</b> 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは交付決定通知を受けた日から14日以内に、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付申請取下書(第7号様式)を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。<u>この場合において、第5条に規定する代理受領払を申請者が希望する場合は、当該手続を事業者が行うことができる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p><b>第8条</b> 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは交付決定通知を受けた日から14日以内に、狛江市防犯カメラ整備事業補助金交付申請取下書(第7号様式)を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p><b>第11条</b> 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに狛江市防犯カメラ整備事業実績報告書(第11号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。<u>この場合において、第5条に規定する代理受領払を申請者が希望する場合は、当該手続を事業者が行うことができる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p><b>第11条</b> 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに狛江市防犯カメラ整備事業実績報告書(第11号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の支払等)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、第5条に規定する代理受領払を行う場合は、市長は、前条に規定する補助金の額の確定を行った後、補助金を速やかに代理受領委任状に記載された事業者の</u></p>	<p>(補助金の支払等)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<u>振込先の金融機関の口座に振り込むものとする。</u>	

第2号様式を第2号の1様式とし、別紙のように改め、当該様式の次に別紙の1様式を加える。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。